

## 議案第68号

葛飾区総合スポーツセンター等の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成25年9月9日

提出者 葛飾区長 青木克徳

### (提案理由)

葛飾区総合スポーツセンター等の指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区総合スポーツセンター等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定する。

### 記

#### 1 施設の名称

葛飾区総合スポーツセンター、葛飾区水元体育館、葛飾区社会体育会館、葛飾区東金町運動場、葛飾区渋江公園テニスコート、葛飾区小菅東スポーツ公園テニスコート、葛飾区上千葉公園運動場、葛飾区葛飾にいじゅくみらい公園運動場、葛飾区柴又少年ソフトボール場、葛飾区柴又ソフトボール場、葛飾区柴又野球場、葛飾区柴又球技場、葛飾区柴又少年野球場、葛飾区第二柴又野球場、葛飾区荒川小菅球技場、葛飾区荒川小菅少年野球場、葛飾区荒川小菅野球場、葛飾区堀切橋野球場、葛飾区堀切橋フットサル場、葛飾区堀切橋少年硬式野球場、葛飾区堀切橋少年野球場、葛飾区堀切橋少年ソフトボール場、葛飾区四つ木橋球技場、葛飾区四つ木橋野球場、葛飾区木根川橋野球場、葛飾区木根川橋少年野球場、葛飾区木根川橋球技場、葛飾区金町公園プール、葛飾区鎌倉公園プール、葛飾区総合スポーツセンター駐車場、葛飾区水元体育館駐車場、葛飾区葛飾にいじゅくみらい公園運動場駐車場、葛飾区堀切橋駐車広場、葛飾区木根川橋駐車広場及び葛飾区第二柴又駐車広場

#### 2 指定管理者の名称等

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体

構成員（代表者） 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

住友不動産エスフォルタ株式会社

代表取締役 高橋 克展

構成員 東京都新宿区新宿四丁目2番10号第二喜多ビル

東洋管財株式会社

代表取締役 澤村 克樹

### 3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで。ただし、葛飾区水元体育館については、平成26年4月1日から現在建設中の新たな体育館の供用を開始する日（当該日が平成31年4月1日以降となる場合にあっては、同日）の前日までの期間とする。